

奈良市公報

第 2 1 1 号

平成18年 8月1日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

条 例

○公益法人等への奈良市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例…………… 1

規 則

○奈良市助役事務分担規則の一部を改正する規則…………… 1
○収入役の職務代理に関する規則…………… 1

告 示

○公共下水道の供用及び下水の処理の開始…………… 2
○一般競争入札の実施…………… 2
○放置自転車等の保管…………… 3
○住居番号の設定…………… 4
○放置自転車等の保管（2件）…………… 4
○生活保護法の規定による介護扶助機関の指定（2件）… 4
○放置自転車等の処分…………… 5
○放置自転車等の保管（2件）…………… 5
○土地改良事業の申請（3件）…………… 5
○放置自転車等の保管（2件）…………… 6
○身体障害者福祉法に規定する医師の指定…………… 6
○放置自動車の処分等…………… 7
○口頭により開示請求することができる個人情報…………… 7
○放置自転車等の保管…………… 7
○街区の区域及び街区符号の変更…………… 7
○道路の位置指定…………… 7

監 査

○定期監査の結果に基づいて講じた措置の公表…………… 8

教 育 委 員 会

○奈良市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則…………… 8
○定例教育委員会の開催…………… 8
○指定管理者の指定…………… 9

農 業 委 員 会

○農地部会の招集…………… 9
○農政部会の招集…………… 9
○定例総会の招集…………… 9

議 会

○議会議長の辞職…………… 9
○議会議長の当選…………… 10
○議会副議長の辞職…………… 10
○議会副議長の当選…………… 10
○議会運営委員会の委員の選任…………… 10
○議会運営委員会の委員長及び副委員長の当選…………… 10

○議会常任委員会の委員の選任…………… 10
○議会常任委員会の委員長及び副委員長の当選…………… 11
○奈良市議会だより編集委員会の委員の就任…………… 11
○奈良市議会だより編集委員会の委員長及び副委員長の当選…………… 11
○奈良市議会情報公開審査会の委員の就任…………… 11
○奈良市議会情報公開審査会の委員長及び副委員長の当選…………… 11
○議会議員の辞職許可…………… 11

条 例

公益法人等への奈良市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 7月10日

奈良市長 藤原 昭

奈良市条例第40号

公益法人等への奈良市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益法人等への奈良市職員の派遣等に関する条例（平成14年奈良市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第11条中「又は有限会社」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（平成18年 7月10日揭示済）

規 則

奈良市助役事務分担規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 7月11日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第63号

奈良市助役事務分担規則の一部を改正する規則
奈良市助役事務分担規則（昭和50年奈良市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第2条助役の部分中「助 役」を「福井助役」に改める。

附 則

この規則は、平成18年 7月12日から施行する。

（平成18年 7月11日揭示済）

収入役の職務代理に関する規則をここに公布する。

平成18年 7月13日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第64号

収入役の職務代理に関する規則
(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第170条第5項及び第6項の規定に基づき、収入役の職務を代理する者について必要な事項を定めるものとする。

(職務代理者)

第2条 法第170条第5項の規定による収入役の職務を代理する吏員は、出納室長の職のある者とする。

第3条 法第170条第6項の規定による収入役の職務を代理する上席の出納員は、次のとおりとする。

- 第1順位 財政課長の職にある者
- 第2順位 文書法制課長の職にある者

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(収入役の職務を代理する吏員を定める規則の廃止)
- 2 収入役の職務を代理する吏員を定める規則(昭和40年)
- 3 供用を開始する排水施設の位置

奈良市規則第42号)は、廃止する。

(平成18年7月13日揭示済)

告 示

奈良市告示第426号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成18年7月3日から2週間、本市都市整備部下水道管理課に備え置いて縦覧に供します。

平成18年7月3日

奈良市公共下水道管理者
奈良市長 藤原 昭

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成18年7月17日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市藤ノ木台三丁目、中山町、秋篠新町、西大寺栄町、あやめ池南六丁目、西大寺新池町、六条一丁目及び法蓮町の各一部

管 渠 番 号	起 点	終 点
熊取幹線-44	奈良市藤ノ木台三丁目1-833	奈良市中町258-27
熊取幹線-45	奈良市藤ノ木台三丁目258-43	奈良市藤ノ木台三丁目258-38
中山幹線-65	奈良市中山町133-2	奈良市中山町133-1
西大寺北幹線-51	奈良市秋篠新町279-2	奈良市秋篠新町280-3
西大寺北幹線-52	奈良市秋篠新町279-2	奈良市秋篠新町271
西大寺北幹線-53	奈良市秋篠新町277-2	奈良市秋篠新町241-25
西大寺北幹線-54	奈良市秋篠新町279-2	奈良市秋篠新町241-9
西大寺北幹線-55	奈良市秋篠新町279-2	奈良市秋篠新町260-2
西大寺北幹線-56	奈良市西大寺栄町2314-6	奈良市西大寺栄町2312-1
あやめ池南幹線-448	奈良市あやめ池南六丁目1164-1	奈良市あやめ池南六丁目1164-5
西大寺南幹線-211	奈良市西大寺新池町1711	奈良市西大寺新池町1718-2
五条幹線-199	奈良市六条一丁目860-1	奈良市六条一丁目752-4
五条幹線-200	奈良市六条一丁目861-1	奈良市六条一丁目752-3
佐保分水幹線-5	奈良市法蓮町986-21	奈良市法蓮町986-28

- 4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式
- 5 終末処理場の位置及び名称
大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
(平成18年7月3日揭示済)

奈良市告示第427号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成18年7月3日

奈良市長 藤原 昭

- 1 入札に付する事項
近鉄西大寺駅南土地区画整理事業整備工事ほか23件(各工事の工事名、工場場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限価格は別表のとおり)
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成18年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分(奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。)又は建設業法(昭和24年法律第100号)の規定による経営事項審査(以下「経審」という。)の総合評定値に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中ではないこと。
ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。
- 3 設計図書等を示す日時及び場所
 - (1) 日時
告示日から各工事の入札日前日まで(奈良市の休日

を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

告示日から平成18年7月6日までは入札控室、同月7日以降は監理課窓口

4 入札の場所

奈良市役所入札室

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札を除く入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
 - (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
 - (3) 入札書に記名押印のない入札
 - (4) 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
 - (5) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
 - (6) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた2以上の入札
 - (7) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
 - (8) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札
 - (9) 入札金額を訂正した入札
 - (10) その他市長の定める入札条件に違反した入札
- なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

8 郵便入札に関する事項

- (1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便
- (2) 入札書の到着期限 平成18年7月13日
- (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
- (4) 郵便入札の無効
 - ア 入札に参加する資格のない者のした入札
 - イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札
 - ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
 - エ 入札書に記名押印のない入札
 - オ 入札金額を訂正した入札
 - カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
 - キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
 - ク 直接財務部監理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書

9 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成18年7月6

日まで（奈良市の休日を守る条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を監理課に持参してください。

10 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成18年7月7日までに入札参加申請者に通知します。

11 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
- (3) 問い合わせ先
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市総務部監理課工事入札係
電話 0742-34-4743

別表省略

(平成18年7月3日揭示済)

奈良市告示第428号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年7月3日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成18年7月3日
- 3 移動対象区域
近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を守る条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
 - (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

- (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
 - ア 移動費 2,000円
 - イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)

8 連絡先
奈良市市民生活部市民安全室地域安全課
電話0472-34-1111代表
(平成18年7月3日揭示済)

奈良市告示第429号

奈良市住居表示に関する条例(昭和42年奈良市条例第21号)第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。

平成18年7月3日
奈良市長 藤原 昭

次のとおり省略
(平成18年7月3日揭示済)

奈良市告示第430号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年7月4日
奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成18年7月4日

- 3 移動対象区域
近鉄学園前駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成18年7月4日揭示済)

奈良市告示第431号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年7月5日
奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成18年7月5日
- 3 移動対象区域
近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成18年7月5日揭示済)

奈良市告示第432号

生活保護法(昭和25年法律144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成18年7月5日
奈良市長 藤原 昭

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		
ショーワ薬局あやめ池駅前店	奈良市あやめ池南二丁目2-7	介護予防 居宅療養管理指導	平成18年6月1日
(株)ショーワ薬局	大和郡山市昭和町6-1		
ショーワ薬局あやめ池東店	奈良市あやめ池北三丁目1-32	介護予防 居宅療養管理指導	平成18年6月1日
(株)ショーワ薬局	大和郡山市昭和町6-1		
ミック登美ヶ丘ディサービスセンターあい	奈良市押熊町2261	地域密着型 認知症対応型通所介護	平成18年7月4日
(株)ミック	大阪市中央区谷町4-8-30-1311号		平成18年7月4日
ミック登美ヶ丘ディサービスセンターゆめ	奈良市押熊町2261	介護予防 通所介護	平成18年7月4日
(株)ミック	大阪市中央区谷町4-8-30-1311号		
ショーワ薬局JR奈良駅前店	奈良市三条本町2-20マツダオフィスビル1F	居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成18年6月1日
(株)ショーワ薬局	奈良県大和郡山市昭和町6-1		平成18年6月1日
訪問介護ステーションらくじ苑	奈良市南京終町13-4	居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成18年6月15日
社会福祉法人楽慈会	奈良県奈良市南京終町13-4		平成18年6月15日

(平成18年 7月 5日 掲示済)

奈良市告示第433号
生活保護法(昭和25年法律144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のと

おり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。
平成18年 7月 5日
奈良市長 藤原 昭

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
ヘルパーステーションとみのくに	奈良市中町3857	居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成18年 6月29日 平成18年 6月29日
特定非営利活動法人夢のかけはし	奈良県奈良市中町3844		

(平成18年 7月 5日 掲示済)

奈良市告示第434号
奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(昭和59年奈良市規則第35号)第5条の規定により告示します。

奈良市告示第436号
奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

- 平成18年 7月 6日
奈良市長 藤原 昭
- 1 処分の根拠
移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。
 - 2 処分対象自転車等の保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
 - 3 処分年月日
平成18年 7月20日
 - 4 処分対象自転車等の移動年月日
平成18年 4月10日から同月12日まで、同月14日、同月17日から同月21日まで、同月24日から同月27日

- 平成18年 7月 7日
奈良市長 藤原 昭
- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
 - 2 移動年月日
平成18年 7月 7日
 - 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成18年 7月 7日 掲示済)

奈良市告示第435号
奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

奈良市告示第437号
このたび、本市が施行予定の土地改良事業の申請をしたので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第2項の規定により、次の事項を記載した書類とともに、この旨を公告します。

- 平成18年 7月 6日
奈良市長 藤原 昭
- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
 - 2 移動年月日
平成18年 7月 6日
 - 3 移動対象区域
近鉄大和西大寺駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

なお、この事業の施行に係る受益地域内にある農用地の所有者でその農用地について耕作若しくは養蓄の業務を営まないもの又はこの地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づいて使用収益している者で、その農用地又は土地についてこの事業に参加しようとするものは、同法第3条の規定により平成18年 7月25日までに奈良市農業委員会に申し出てください。

平成18年 7月10日
奈良市長 藤原 昭

- 計画の概要
- | | | |
|------------|---------------------|------------|
| (1)事業名 | 水と農地活用促進事業 | ため池：
防災 |
| (2)事業の目的 | ため池の堤体強化 | |
| (3)所在地及び現況 | 奈良市柏木町地内
柏木北池 地区 | |
| (4)基本計画 | 堤体工 L=70m | |
| (5)概算事業費 | 5,000,000円 | |
| (6)事業の効果 | ため池の機能回復により、安全の | |

(平成18年 7月 6日 掲示済)

確保が図れる。
 (7)他事業との関係 無
 (8)計画概要図 別紙参照
 別紙省略
 (平成18年7月10日揭示済)

奈良市告示第438号

このたび、当市が施行予定の土地改良事業の申請をした
 いので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2
 第2項の規定により、次の事項を記載した書類とともに、
 この旨を公告します。

なお、この事業の施行に係る受益地域内にある農用地の
 所有者でその農用地について耕作若しくは養蓄の業務を営
 まないもの又はこの地域内にある農用地以外の土地を所有
 権以外の権原に基づいて使用収益している者で、その農用
 地又は土地についてこの事業に参加しようとするものは、
 同法第3条の規定により平成18年7月25日までに奈良市農
 業委員会に申し出てください。

平成18年7月10日

奈良市長 藤原 昭

計画の概要

(1)事業名 水と農地活用促進事業 用排水路
 (2)事業の目的 取水及び排水の機能回復
 (3)所在地及び現況 奈良市阪原町地内
 阪原 地区
 (4)基本計画 用排水路整備 L=55m
 (5)概算事業費 3,000,000円
 (6)事業の効果 耕地からの排水を整備すること
 により耕地の利用が容易となる。
 (7)他事業との関係 無
 (8)計画概要図 別紙参照

別紙省略

(平成18年7月10日揭示済)

奈良市告示第439号

このたび、当市が施行予定の土地改良事業の申請をした
 いので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2
 第2項の規定により、次の事項を記載した書類とともに、
 この旨を公告します。

なお、この事業の施行に係る受益地域内にある農用地の
 所有者でその農用地について耕作若しくは養蓄の業務を営
 まないもの又はこの地域内にある農用地以外の土地を所有
 権以外の権原に基づいて使用収益している者で、その農用
 地又は土地についてこの事業に参加しようとするものは、
 同法第3条の規定により平成18年7月25日までに奈良市農
 業委員会に申し出てください。

平成18年7月10日

奈良市長 藤原 昭

計画の概要

(1)事業名 水と農地活用促進事業 ため池：
 防災

(2)事業の目的 ため池の堤体強化
 (3)所在地及び現況 奈良市鹿野園町地内
 鹿野園新池 地区
 (4)基本計画 堤体工 L=30m
 (5)概算事業費 3,000,000円
 (6)事業の効果 貯水量が増えることにより、受益
 地の耕作がより容易となる。
 (7)他事業との関係 無
 (8)計画概要図 別紙参照
 別紙省略
 (平成18年7月10日揭示済)

奈良市告示第440号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良
 市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域
 内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管し
 たので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年7月10日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成18年7月10日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成18年7月10日揭示済)

奈良市告示第441号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良
 市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域
 内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管し
 たので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年7月11日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成18年7月11日
- 3 移動対象区域
J R奈良駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁
止区域

以下省略

(平成18年7月11日揭示済)

奈良市告示第442号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1
 項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市
 身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）
 第4条の規定により告示します。

平成18年7月11日

奈良市長 藤原 昭

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	指定年月日
奥田 壽夫	吉田病院	西大寺赤田町一丁目7-1	整形外科 (肢体不自由)	平成18年5月30日
箕輪 秀樹	奈良県立奈良病院	平松一丁目30-1	小児科 (肢体不自由)	平成18年4月1日
			小児科 (呼吸器機能障害)	平成18年6月27日
植山 和久	植山医院	朱雀五丁目11-12	循環器科 (心臓機能障害)	平成18年6月26日
清水 眞澄	西の京病院	六条町10-2-1	内科(循環器内科) (心臓機能障害)	
内藤 浩平			整形外科 (肢体不自由)	平成18年6月30日

(平成18年7月11日揭示済)

奈良市告示第443号

奈良市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例(平成8年奈良市条例第14号)第14条第4項の規定により廃物として認定した放置自動車を同条例第16条第1項の規定により次のとおり処分等するので、告示します。

平成18年7月12日

奈良市長 藤原 昭

1 放置場所

1号物件	奈良市三条栄町地内(市道中部第674号線上)
------	------------------------

2 自動車の種類等

区分	メーカー	車名	形式	色	登録番号	車台番号
1号物件	ミツビシ	ミニカ	軽自動車	灰	奈良50ひ91-07	H22A-0072767

3 処分年月日

平成18年7月26日

4 処分等の内容

廃棄処分

5 連絡先

建設部土木管理課 電話0742-34-1111

(平成18年7月12日揭示済)

奈良市告示第444号

奈良市個人情報保護条例(平成13年奈良市条例第55号)第20条第1項の規定により口頭により開示請求することができる個人情報並びに当該個人情報の開示請求をすることができる期間及び場所を次のとおり定めたので、奈良市長

が保有する個人情報の保護に関する規則(平成14年奈良市規則第3号)第9条の規定に基づき告示します。

なお、平成14年奈良市告示第412号は、廃止します。

平成18年7月13日

奈良市長 藤原 昭

事務の名称	職員採用試験
開示する情報	各試験においての得点又は総合得点及び順位
期間	合格発表の日から起算して1月間
場所	市長公室人事課

(平成18年7月13日揭示済)

奈良市告示第445号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年7月13日

奈良市長 藤原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成18年7月13日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成18年7月13日揭示済)

奈良市告示第446号

奈良市住居表示に関する条例(昭和42年奈良市条例第21号)第2条の規定により、街区の区域及び街区符号を次のとおり変更します。

平成18年7月14日

奈良市長 藤原 昭

1 変更の年月日

平成18年7月14日

2 街区の区域及び街区符号

(1) 富雄川西二丁目の一部

別図1を別図2に示すとおり変更します。

(2) 百楽園三丁目の一部

別図3を別図4に示すとおり変更します。

別図1から別図4まで省略

(平成18年7月14日揭示済)

奈良市告示第447号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条の規定により公告します。

平成18年7月14日

奈良市長 藤原 昭

申請者住所	生駒市東生駒一丁目32番地
申請者氏名	大陽興産株式会社 代表取締役 桑原 富夫
道路の位置	奈良市三松一丁目820番地の一部
道路の幅員	最大4.0m 最小4.0m
道路の延長	15.88m
指定年月日	平成18年7月14日
指定番号	第18002号

(平成18年7月14日揭示済)

監 査

奈良市監査委員告示第10号

地方自治法第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成18年7月3日

奈良市監査委員 吉 田 肇
 同 中 嶋 肇
 同 池 田 慎 久
 同 船 越 義 治

下水道管理課

監査結果公表日 平成18年3月29日（奈良市監査委員告示第4号）

措置結果通知日 平成18年6月13日

[監査の結果]	[措置の内容]
(1) 農業集落排水事業分担金及び下水道事業費受益者負担金の滞納繰越分の収入未済額は、監査時においてそれぞれ1,790,000円、14,920,610円となっている。 今後とも収入未済の解消に向け、一層の徴収努力を要望する。	(1) 訪問徴収等を実施した結果、平成17年度決算の農業集落排水事業分担金及び下水道事業費受益者負担金の滞納繰越分の収入未済額は、それぞれ1,670,000円、12,768,240円となっている。 今後さらに訪問徴収等を実施し、徴収の徹底を図ります。
(2) 施設修繕において、保管必要書類である見積書の日付の記入もれや、見積書の添付そのものがないものが見受けられたので、注意されたい。	(2) 今後、適正に事務処理いたします。

社会教育課

監査結果公表日 平成17年12月27日（奈良市監査委員告示第12号）

措置結果通知日 平成18年6月12日

[監査の結果]	[措置の内容]
奈良市子ども会育成連絡協議会運営補助において、本年度から運営補助と事業補助を一括して交付決定しているが、補助金等交付申請からは事業規模がわからず、事業内容が把握できるような補助金等交付申請に改められたい。	運営と事業の部分を明確に区分し、それぞれの内容が把握できる処置を講じるよう、奈良市子ども会育成連絡協議会に指導を行い、17年度の事業実績報告においては、この処置がわかる会計書式を作成し会計報告がなされるとともに、18年度補助金等交付申請においても、同様の処置が講じられた。

(平成18年7月3日揭示済)

教育委員会

奈良市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年7月3日

奈良市教育委員会

委員長 植 松 滋 子

奈良市教育委員会規則第7号

奈良市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則

奈良市教育委員会事務局組織に関する規則（昭和53年奈良市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第5条企画調整係の部分に次の1号を加える。

(5) 市民文化の振興に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の奈良市教育委員会事務局組織に関する規則の規定は、平成18年4月1日から適用する。

(平成18年7月3日揭示済)

奈良市教育委員会告示第14号

平成18年7月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

平成18年7月3日

奈良市教育委員会

委員長 植 松 滋 子

- 日時
平成18年7月11日（火）
午前10時から
- 場所
奈良市役所北棟3階 教育委員会室
- 会議に付すべき事件
教育長報告
(1) 人事について
議 事
議案第23号 奈良市立小・中学校通学区域検討委員会委員の委嘱について
議案第24号 平成19年度奈良市立幼稚園園児募集要項について
議案第25号 人事について
議案第26号 平成18年度奈良市立学校評議員の委嘱について
議案第27号 奈良市社会教育委員の委嘱について
議案第28号 奈良市スポーツ振興審議会の委員の委嘱について

その他

(1) 教育委員会の後援・共催にかかる事業について
7月～8月

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分までで、定員5名になり次第締め切ります。

(平成18年7月3日揭示済)

奈良市教育委員会告示第15号

二名公民館西登美ヶ丘分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成18年7月3日

奈良市教育委員長 植松 滋子

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市西登美ヶ丘五丁目17番4号
二名公民館西登美ヶ丘分館運営協議委員会
委員長 熱田 華子
- 2 指定管理者の指定の期間
平成18年8月1日から平成20年3月31日まで
- 3 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 二名公民館西登美ヶ丘分館の事業の実施に関すること。
 - (2) 二名公民館西登美ヶ丘分館の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (3) 二名公民館西登美ヶ丘分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他教育委員会が定めること。

(平成18年7月3日揭示済)

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第12号

奈良市農業委員会平成18年7月農地部会の会議を下記のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則(昭和32年農業委員会告示第4号)第3条第1項の規定により告示します。

平成18年7月6日

奈良市農業委員会
農地部会長 中島 信男
記

- 1 日時
平成18年7月14日(金)午後1時30分
- 2 場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟6階 第22会議室
- 3 審議案件
 - (1) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条、第4条、第5条及び第20条に関する許可申請及び届出について
 - (2) 事業計画変更申請について
 - (3) 農地法施行規則第5条第1号に該当する転用の届出について
 - (4) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
 - (5) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認

について

- (6) 水田利用転換届出について
- (7) 水田・畑地造成形質変更届出について
- (8) 許可・受理の取消しについて
- (9) 知事許可について(6月許可分)
- (10) 非農地証明について(6月分)

(平成18年7月6日揭示済)

奈良市農業委員会告示第13号

奈良市農業委員会平成18年7月農政部会の会議を下記のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則(昭和32年農業委員会告示第4号)第3条第1項の規定により告示します。

平成18年7月6日

奈良市農業委員会
農政部会長 木本 馨

- 1 日時
平成18年7月18日(火)午後2時
- 2 場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟5階 第21会議室
- 3 議題
 - (1) 第42号なら農業委員会だより発行について
 - (2) その他

(平成18年7月6日揭示済)

奈良市農業委員会告示第14号

平成18年奈良市農業委員会7月定例総会を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規則(昭和32年奈良市農業委員会告示第3号)第2条第1項の規定により告示します。

平成18年7月6日

奈良市農業委員長
大西 崇夫

- 1 日時
平成18年7月26日(水曜日)午後2時
- 2 場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟5階 第21会議室
- 3 建議要望
 - (1) 平成19年度農業施策に関する要望
- 4 議案
 - (1) 農地部会長及び同副部会長並びに農政部会長及び同副部会長の選任について

(平成18年7月6日揭示済)

議 会

奈良市議会告示第2号

議会議長 矢追 勇夫 は、平成18年7月3日の議会定例会において、議会議長を辞職しました。

平成18年7月4日

奈良市議会副議長
山口 誠
(平成18年7月4日揭示済)

奈良市議会告示第3号

議会議員 和田晴夫 は、平成18年7月4日の議
会定例会において、議会議長に当選しました。

平成18年7月4日

奈良市議会議長
和田晴夫
(平成18年7月4日揭示済)

奈良市議会告示第4号

議会副議長 山口 誠 は、平成18年7月4日の
議会定例会において、議会副議長を辞職しました。

平成18年7月4日

奈良市議会議長
和田晴夫
(平成18年7月4日揭示済)

奈良市議会告示第5号

議会議員 森田一成 は、平成18年7月5日の議
会定例会において、議会副議長に当選しました。

平成18年7月6日

奈良市議会議長
和田晴夫
(平成18年7月6日揭示済)

奈良市議会告示第6号

平成18年7月5日、議会運営委員会の委員全員が辞任し
たので、同日の議会定例会において、次のとおり議会運営
委員会の委員を選任しました。

平成18年7月6日

奈良市議会議長
和田晴夫

- 天野 秀 治
- 植村 佳 史
- 大坪 宏 通
- 東久保 耕 也
- 山中 益 敏
- 藤本 孝 幸
- 北村 拓 哉
- 幾田 邦 夫
- 池田 慎 久
- 高杉 美根子
- 上原 雋
- 原田 栄 子
- 岡本 志 郎

(平成18年7月6日揭示済)

奈良市議会告示第7号

平成18年7月5日、次の者が議会運営委員会の委員長及
び副委員長に当選しました。

平成18年7月6日

奈良市議会議長
和田晴夫

委員長 上原 雋
副委員長 高杉 美根子

(平成18年7月6日揭示済)

奈良市議会告示第8号

平成18年7月5日、議会常任委員会の委員全員が辞任し
たので、同日の議会定例会において、次のとおり議会常任
委員会の委員を選任しました。

平成18年7月6日

奈良市議会議長
和田晴夫

総務水道委員会

- 松岡 克彦
- 山口 裕司
- 浅川 仁
- 矢追 勇夫
- 高橋 克己
- 山本 清
- 和田 晴夫
- 米澤 保
- 横井 健二
- 橋本 和信

産業文教委員会

- 植村 佳史
- 大坪 宏通
- 柿本 元気
- 東久保 耕也
- 大国 正博
- 山口 誠
- 上原 雋
- 金野 秀一
- 原田 栄子

厚生委員会

- 奥田 正治
- 藤本 孝幸
- 北村 拓哉
- 池田 慎久
- 北 良晃
- 松村 和夫
- 小林 照代
- 松田 末作
- 岡本 志郎

企画環境委員会

- 三浦 教次
- 幾田 邦夫

高杉美根子
大橋雪子
西本守直
森田一成
岡田佐代子
土田敏朗
大谷督

建設委員会

天野秀治
山中益敏
中西吉日出
井上昌弘
蔵之上政春
峠宏明
矢野兵治
松石聖一
船越義治

(平成18年7月6日揭示済)

奈良市議会告示第9号

平成18年7月5日、次の者が議会常任委員会の委員長及び副委員長に当選しました。

平成18年7月6日

奈良市議会議長
和田晴夫

総務水道委員長	高橋克己
同副委員長	山口裕司
産業文教委員長	東久保耕也
同副委員長	植村佳史
厚生委員長	松田末作
同副委員長	北良晃
企画環境委員長	三浦教次
同副委員長	幾田邦夫
建設委員長	中西吉日出
同副委員長	山中益敏

(平成18年7月6日揭示済)

奈良市議会告示第10号

平成18年7月5日、奈良市議会だより編集委員会の委員全員が辞任したので、同日、次の者が奈良市議会だより編集委員会の委員に就任しました。

平成18年7月6日

奈良市議会議長
和田晴夫

植村佳史
大坪宏通
柿本元気
大国正博
藤本孝幸
松岡克彦
山口裕司

池田慎久
北良晃
大橋雪子

(平成18年7月6日揭示済)

奈良市議会告示第11号

平成18年7月5日、次の者が奈良市議会だより編集委員会の委員長及び副委員長に当選しました。

平成18年7月6日

奈良市議会議長
和田晴夫

委員長 大国正博
副委員長 松岡克彦

(平成18年7月6日揭示済)

奈良市議会告示第12号

平成18年7月5日、奈良市議会情報公開審査会の委員全員が辞任したので、同日、次の者が奈良市議会情報公開審査会の委員に就任しました。

平成18年7月6日

奈良市議会議長
和田晴夫

天野秀治
植村佳史
中西吉日出
幾田邦夫
北良晃
高杉美根子
山口誠
井上昌弘
西本守直
峠宏明
金野秀一
山本清
船越義治

(平成18年7月6日揭示済)

奈良市議会告示第13号

平成18年7月5日、次の者が奈良市議会情報公開審査会の委員長及び副委員長に当選しました。

平成18年7月6日

奈良市議会議長
和田晴夫

委員長 峠宏明
副委員長 山口誠

(平成18年7月6日揭示済)

奈良市議会告示第14号

平成18年7月6日、奈良市議会議員池田慎久の辞職を許可しました。

平成18年7月6日

奈良市議会議長
和田晴夫
(平成18年7月6日揭示済)